

日南市事業承継前推進事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の円滑な事業承継を図るため、予算の範囲内において行う日南市事業承継前推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、日南市補助金等交付規則（平成21年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業承継 日南市内において、既に事業を営んでいる中小事業者又は個人事業者から事業を承継し、当該事業を継続して実施することをいう。
- (2) 親族内承継 血縁・親族関係のある者による承継
- (3) 第三者承継等 M&A及び役員・従業員による承継
- (4) 売り手 事業再編・事業統合等にもとめない株式・経営資源を譲り渡す（又はその予定）中小企業者又は個人
- (5) 買い手 事業再編・事業統合等にもとめない株式・経営資源を譲り渡す（又はその予定）中小企業者又は個人

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、親族内承継又は第三者承継等を含む事業承継を行おうとする売り手又は買い手で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む者であること。
- (3) 税金を滞納していない者（法人の場合は団体及び代表者、個人の場合は世帯全員）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

(6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び日南市税条例（平成 21 年日南市条例第 98 号）の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（日南市内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者が、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行、株式会社鹿児島銀行、宮崎第一信用金庫又は宮崎県南部信用組合（以下「支援機関」という。）による支援を受けた上で、事業承継に係る業務を専門事業者等に委託する事業とする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費で、次の各号に掲げるもののうち、相当と認められるものとする。

- (1) 初期診断料
- (2) コンサルティング料
- (3) 企業価値の算出に要する費用
- (4) 事業承継計画の作成に要する費用
- (5) 不動産の所有権移転に係る費用

（補助率及び補助限度額）

第 6 条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額以内とし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、60 万円を上限とする。

2 経費の総額が、30 万円未満である場合は対象外とする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業承継前推進補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（別記様式第 3 号）
- (4) 役員等氏名一覧表（別記様式第 4 号）
- (5) 支援確認書（別記様式第 5 号）

- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し（委託する業務内容が分かるもの）
- (7) 市税の完納証明書
- (8) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書（別記様式第6号）を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

（変更申請）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ日南市事業承継前推進事業補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第7号）に第7条各号に掲げる書類のうち変更のある書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の名称及び実施期間等の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助金の額の20%以内の減額である場合

イ 補助事業の趣旨に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

（変更決定）

第10条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、速やかに変更の可否を決定し、日南市事業承継前推進事業補助金変更（中止）承認通知書（別記様式第8号）により、当該変更申請をした者に通知するものとする。

（補助の条件）

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、補助決定者は、補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、補助事業が完了した場合は、次に掲げる書類を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日

までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第 9 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 10 号）
- (3) 補助対象事業に係る契約書等の写し（交付決定日以降の契約日であること）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（状況報告及び調査）

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金額の確定）

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第 11 号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 15 条 前条に規定する通知書を受けた補助決定者は、事業承継支援事業補助金交付請求書（別記様式第 12 号）により速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第 16 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱、規則その他法令の規定に又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（取組状況報告）

第 17 条 補助決定者は、本補助金の交付確定以降において、事業承継等に係る最終合意契約が締結されてない場合は、翌年度以降、最終合意契約が締結されるまで、毎年 4 月 30 日までに取組状況報告書（別記様式第 13 号）を提出しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。